

○船橋市地方卸売市場業務条例

令和2年3月30日
条例第17号

船橋市地方卸売市場業務条例

船橋市地方卸売市場業務条例（平成12年船橋市条例第36号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 市場関係事業者
 - 第1節 卸売業者（第7条—第20条）
 - 第2節 仲卸業者（第21条—第29条）
 - 第3節 売買参加者（第30条—第32条）
 - 第4節 関連事業者（第33条—第39条）
- 第3章 売買取引及び決済の方法（第40条—第56条）
- 第4章 市場の業務に関する品質管理（第57条）
- 第5章 市場施設の使用（第58条—第64条）
- 第6章 監督（第65条—第69条）
- 第7章 市場運営協議会（第70条—第75条）
- 第8章 雑則（第76条—第80条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方卸売市場に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条第4項に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

（名称、位置及び面積）

第2条 地方卸売市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

- (1) 名称 船橋市地方卸売市場
- (2) 位置 船橋市市場1丁目8番1号
- (3) 面積 121,534平方メートル

（取扱品目）

第3条 船橋市地方卸売市場（以下「市場」という。）の取扱品目は、次の各号に掲げる取扱品目の部類の区分に応じ、当該各号に掲げる物品とする。

- (1) 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びにその他の生鮮食料品等（生鮮水産物及びその加工品を除く。）
- (2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びにその他の生鮮食料品等（野菜、果実及びこれらの加工品を除く。）

（開場の期日）

第4条 市場は、日曜日（1月5日及び12月27日から同月30日までの日曜日を除く。）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から同月4日までの日及び12月31日（以下これらを「休日」という。）を除き毎日開場するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めると

きは、休日以外の日に開場しないことができる。

(開場の時間)

第5条 開場の時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(開設者の差別的取扱いの禁止)

第6条 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者(第8条第1項の許可を受けて卸売の業務(市場に出荷される取扱品目の部類に属する物品について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。))を行う者をいう。以下同じ。)、仲卸業者(第22条第1項の許可を受けて仲卸しの業務(市長が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。))を行う者をいう。以下同じ。)、売買参加者(第30条第1項の承認を受けて市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。))をいう。以下同じ。)その他の市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。))に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の数の最高限度)

第7条 卸売業者の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 青果部 1

(2) 水産物部 1

(卸売業務の許可)

第8条 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、前条に掲げる取扱品目の部類の区分ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 資本金又は出資の額及び役員(市場における責任者を含む。以下同じ。)の氏名

(3) 許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目

4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が第15条又は第69条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(4) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなっ

た日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である者

エ 市場の仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者

- (5) 申請者が暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している者であるとき。
- (6) 申請者が暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であると認められるとき。
- (7) その許可をすることによって、卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

（令7条例1・一部改正）

（卸売業者の名称変更等の届出）

第9条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 前条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。
- (3) 卸売の業務を廃止したとき。

（卸売業者の保証金の預託）

第10条 卸売業者は、市長から第8条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

（卸売業者の保証金の額）

第11条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、120万円以上2,400万円以下の範囲内において規則で定める。

2 前項の保証金は、規則で定めるところにより、有価証券をもって代用することができる。

（卸売業者の保証金の追加預託）

第12条 保証金について差押え、仮差押え又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押えがあったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

3 第1項の規定による預託については、前条第2項の規定を準用する。

（卸売業者の保証金の充当）

第13条 市長は、卸売業者が第64条第1項に規定する使用料（以下「使用料」という。）その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項の先立って弁済を受ける権利に優先して、保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとする。

（卸売業者の保証金の返還）

第14条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

（卸売業務の許可の取消し）

第15条 市長は、卸売業者が第8条第4項第4号から第6号までのいずれかに該当するこ

ととなったとき、又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第8条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第10条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第8条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第16条 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第8条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは、「第16条第1項又は第2項の認可の申請」と読み替えるものとする。

(事業報告書の作成等)

第17条 卸売業者による事業報告書の作成等については、法第13条第5項第5号の表5の項(2)に定めるところによる。

(取扱高の月例報告)

第18条 卸売業者は、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（卸売をした物品の数量に価格を乗じて得た額の合計（消費税額及び地方消費税額を含む。）をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。

(せり人の届出等)

第19条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、規則で定めるところにより、その者について当該卸売業者が市長に届け出た者でなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、当該届出に係るせり人に対し、規則で定める記章を交付するものとする。

3 卸売業者は、第1項の規定による届出に係るせり人がせり売による卸売に従事しなくなったときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(記章の着用)

第20条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、前条第2項に規定する記章を着用しなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の数の最高限度)

第21条 仲卸業者の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 青果部 20
- (2) 水産物部 112

(仲卸業務の許可)

第22条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、前条に掲げる取扱品目の部類の区分ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号
- (3) 法人である場合にあっては資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (4) 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目

4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 申請者が第26条又は第69条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (4) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者であるとき。
- (5) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうちに第1号、第2号、前号又は次号のいずれかに該当する者があるとき。
- (6) 申請者が暴力団員等であるとき。
- (7) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している者であるとき。
- (8) 申請者が暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であると認められるとき。
- (9) その許可をすることによって、仲卸業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

(仲卸業者の名称変更等の届出)

第23条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 前条第3項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき。
- (3) 仲卸しの業務を廃止したとき。

2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(仲卸業者の保証金の預託)

第24条 仲卸業者は、市長から第22条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(仲卸業者の保証金の額等)

第25条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、10万円以上30万円以下の範囲内において規則で定める。

2 第11条第2項及び第12条から第14条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(仲卸業務の許可の取消し)

第26条 市長は、仲卸業者が第22条第4項第1号若しくは第4号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第22条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第24条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第22条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第27条 仲卸業者が事業(市場における仲卸しの業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合(仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第22条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは、「第27条第1項又は第2項の認可の申請」と読み替えるものとする。

(仲卸しの業務の相続)

第28条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行っていた市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

3 相続人は、前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があった旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第22条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

5 第22条第4項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは、「第28条第1項の認可の申請」と読み替え

るものとする。

6 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。

(事業報告書の提出)

第29条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる日現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日

(2) 個人である仲卸業者 毎年12月31日

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第30条 売買参加者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、取扱品目の部類の区分ごとに行う。

3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 商号

(3) 法人である場合にあつては資本金又は出資の額及び役員の氏名

(4) 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目の部類

4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き同項の承認をするものとする。

(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が第32条又は第69条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(4) 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

(5) 申請者が暴力団員等であるとき。

(6) 申請者が暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している者であるとき。

(7) 申請者が暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であると認められるとき。

(売買参加者の名称変更等の届出)

第31条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 前条第3項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があつたとき。

(2) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(売買参加者の承認の取消し)

第32条 市長は、売買参加者が第30条第4項第1号若しくは第4号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

第4節 関連事業者

(関連事業者の許可)

第33条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。）その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。

- (1) 第3条で定める取扱品目（その他の生鮮食料品等を除く。）以外の物品の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者
- (2) 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者

2 前項の許可を受けて市場内において営業しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号
- (3) 法人である場合にあつては資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (4) 許可を受けて営もうとする営業の種類及び内容

3 市長は、第1項第1号に規定する業務（以下「第一種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 第37条又は第69条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (3) 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (4) 暴力団員等であるとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している者であるとき。
- (6) 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であると認められるとき。

4 市長は、第1項第2号に規定する業務（以下「第二種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しない者であると認めるときは、許可しないものとする。

(関連事業者の名称変更等の届出)

第34条 第一種関連事業又は第二種関連事業の許可を受けた者（以下「関連事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第一種関連事業又は第二種関連事業を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 前条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき。
- (3) 第一種関連事業又は第二種関連事業を廃止したとき。

(関連事業者の保証金の預託)

第35条 関連事業者は、市長から第33条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(関連事業者の保証金の額等)

第36条 関連事業者の預託すべき保証金の額は、使用料の6倍に相当する額の範囲内において規則で定める。

2 第11条第2項及び第12条から第14条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(関連事業者の許可の取消し)

第37条 市長は、第一種関連事業の許可を受けた者が第33条第3項第1号若しくは第4号から第6号までのいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、第二種関連事業の許可を受けた者がその業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

3 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第33条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第35条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第33条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(関連事業者に対する業務の指示等)

第38条 市長は、第一種関連事業及び第二種関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は取扱品目の販売について必要な指示等を行うことができる。

(関連事業者の業務の相続)

第39条 関連事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該関連事業者の市場における第一種関連事業又は第二種関連事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における第一種関連事業又は第二種関連事業を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

3 相続人は、前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があった旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第33条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

5 第33条第3項の規定は、第1項の規定による第一種関連事業に係る認可について準用する。この場合において、同条第3項中「同項の許可の申請」とあるのは、「第39条第1項の認可の申請」と読み替えるものとする。

6 第33条第4項の規定は、第1項の規定による第二種関連事業に係る認可について準用する。この場合において、同条第4項中「同項の許可の申請」とあるのは、「第39条第1項の認可の申請」と読み替えるものとする。

7 第1項の認可を受けた者は、関連事業者の地位を承継する。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第40条 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(売買取引の方法)

第41条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

- (1) 野菜、果実及びこれらの加工品並びにその他の生鮮食料品等（生鮮水産物及びその加工品を除く。） せり売若しくは入札の方法又は相対取引の方法とする。ただし、個撰の野菜及び果実については、毎日の卸売予定数量のうち、規則で定める割合に相当する部分については、せり売又は入札の方法とする。
- (2) 生鮮水産物及びその加工品並びにその他の生鮮食料品等（野菜、果実及びこれらの加工品を除く。） せり売若しくは入札の方法又は相対取引の方法とする。ただし、まぐろ類及びかじき類（加工品及び切り身を除く。）については、せり売又は入札の方法とする。
- 2 卸売業者は、前項第1号ただし書及び第2号ただし書に定める物品については、次に掲げる場合であって市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めて承認したときは、相対取引の方法によることができる。
 - (1) 災害が発生した場合
 - (2) 入荷が遅延した場合
 - (3) 卸売の相手方が少数である場合
 - (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
 - (5) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
- 3 卸売業者は、次に掲げる場合であって、市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。
 - (1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
 - (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合
- 4 市長は、第1項第1号ただし書の規則で定める割合を定め、又は変更しようとするときは、第70条に規定する船橋市地方卸売市場運営協議会の意見を聴くとともに、その数値を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。
- 5 卸売業者は、第1項各号に掲げる物品（同項第1号ただし書及び第2号ただし書に定める物品を除く。）について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第42条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(受託拒否の禁止)

第43条 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第44条 卸売業者による売買取引の条件の公表については、法第13条第5項第5号の表4の項に定めるところによる。

(相対取引の承認申請)

第45条 第41条第2項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 相対取引により卸売をしようとする物品の品目、産地及び数量
- (3) せり売又は入札の方法によることが著しく不適當である理由
(仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売)

第46条 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしようとする場合は、当該仲卸業者及び売買参加者への卸売並びに市民への生鮮食料品等の安定供給に支障が生じない範囲で行うものとする。

2 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をした場合は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第47条 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては、検収を確実にを行い、異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受けなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

2 卸売業者は、受託物品の異状については、前項ただし書に規定する場合を除き、同項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(卸売業者以外の者からの買入れ販売の届出)

第48条 仲卸業者は、その許可に係る市場内において、当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品を市場の卸売業者以外の者から買入れて販売したときは、規則で定めるところにより、販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(売買取引の制限)

第49条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。
- (2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。

2 取引参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。

- (1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。
- (2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第50条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売業者による卸売の結果等の報告)

第51条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、せり又は入札の方法及び相対取引により当日卸売をする物品について、当該物品ごとに、その日の品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、せり又は入札の方法及び相対取引により当日卸売をした物品について、当該物品ごとに、その日の品目ごとの卸売の数

量及び主要な産地並びに卸売価格（消費税額及び地方消費税額を含む。）を市長に報告しなければならない。

（開設者による売買取引の結果等の公表）

第52条 市長による売買取引の結果等の公表については、法第13条第5項第3号ロに定めるところによる。

（開設者による指定飲食料品等の取扱品目等の公表）

第52条の2 市長による食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第42条第1項に規定する指定飲食料品等の取扱品目等の公表については、法第13条第5項第3号ハに定めるところによる。

（令8条例14・追加）

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第53条 卸売業者による売買取引の結果等の公表については、法第13条第5項第5号の表6の項に定めるところによる。

（開設者による売買取引の方法及び決済の方法の公表）

第54条 市長による売買取引の方法及び決済の方法の公表については、法第13条第5項第4号に定めるところによる。

（決済の方法）

第55条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日から4日以内に代金（受託物品の卸売金額から控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となるべき費用（消費税額及び地方消費税額を含む。）を控除した金額とする。）を支払わなければならない。

2 卸売業者は、卸売のための取扱品目の部類に属する物品を買い付けたときは、買い付けた物品の引渡しを受けた日から4日以内にその代金を支払わなければならない。

3 卸売業者から物品を買い受けた者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時にその代金を支払わなければならない。

4 仲卸業者は、市場の卸売業者以外の者から販売のための取扱品目の部類に属する物品を買い付けたときは、買い付けた物品の引渡しを受けると同時にその代金を支払わなければならない。

5 仲卸業者から物品を買い受けた者は、買い受けた物品の引渡しを受けると同時にその代金を支払わなければならない。

6 市場における売買取引の支払方法は、送金又は現金によるものとする。

7 前各項の規定は、代金の支払に関し、特約を交わすことを妨げない。

（卸売代金の変更の禁止）

第56条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

第4章 市場の業務に関する品質管理

（物品の品質管理）

第57条 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令に基づき、市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

2 市長は、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者と連携し、市場の業務に係る物品の品質管理に努めるものとする。

第5章 市場施設の使用

(施設の使用指定等)

第58条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

- 2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。
- 3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。
- 4 前項の保証金の額は、使用料の6倍に相当する額の範囲内において規則で定める。
- 5 第11条第2項及び第12条から第14条までの規定は、第3項の保証金について準用する。
(用途変更、転貸等の禁止)

第59条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。
(原状変更の禁止)

第60条 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

- 2 使用者が市長の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し返還の際、原状に回復することを命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。
(返還)

第61条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設を使用する資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。
(指定又は許可の取消しその他の規制)

第62条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。
(補修命令)

第63条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対して、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。
(使用料等)

第64条 市場の使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表の金額の範囲内において規則で定める。

- 2 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用で市長の指定するものは、使用者の負担とする。
- 3 使用者は、市場施設の使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。
- 4 第59条ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に使用するとき、市長は、別にその使用料を定めることができる。
- 5 使用料は、使用期間が1月に満たないときは、日割計算による。

- 6 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 7 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。
 - (1) 使用者の責めに帰さない理由により、3日以上にわたって市場施設を使用することができないとき。
 - (2) 第62条の規定による使用停止の期間が引き続き3日以上にわたったとき。
 - (3) 使用者が国又は地方公共団体であるとき。
 - (4) 災害その他の特別の理由があると市長が認めるとき。

第6章 監督

(指導及び助言)

第65条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(報告及び検査)

第66条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、取引参加者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善措置の勧告)

第67条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項に関し必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

- (1) 卸売業者 業務、財産又は会計
- (2) 仲卸業者 業務又は会計
- (3) 取引参加者（前2号に掲げる者を除く。） 業務
- (4) 関連事業者 業務又は会計

(改善措置の命令)

第68条 市長は、前条各号に掲げる者が正当な理由なく同条の勧告に従わないときは、同条各号に掲げる者に対し、同条各号に定める事項に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第69条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第8条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第22条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処

分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第30条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

4 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、第33条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) せり人がせり売に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じ、不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

(3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。

(4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。

6 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。

第7章 市場運営協議会

(市場運営協議会の設置)

第70条 市場における業務の運営（売買取引に関する事項を含む。）に関し必要な事項を調査審議するため、船橋市地方卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第71条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(1) 市場の業務の運営に関する事項（次号及び第3号に掲げる事項を除く。）

(2) 第4条、第41条及び第55条並びに取引参加者に関する事項

(3) 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、必要な事項

(組織)

第72条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 卸売業者

(2) 仲卸業者

(3) 売買参加者

(4) その他の利害関係者

(5) 学識経験者

3 委員は、非常勤とする。

(任期)

第73条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第74条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が会長の職務を代理する。

(市場取引委員会への委任)

第75条 協議会は、第71条第2号及び第3号に掲げる事項を調査審議するため、市場取引委員会を置くことができる。

2 協議会は、その定めるところにより、市場取引委員会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。

第8章 雑則

(無許可営業の禁止)

第76条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要があると認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入り等に対する指示)

第77条 市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第78条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(許可等の制限又は条件)

第79条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(施行規則の制定)

第80条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第8条第1項の許可に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行前に改正前の船橋市地方卸売市場業務条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の船橋市地方卸売市場業務条例の規定によりなされた処分、

手続その他の行為とみなす。

- 4 第8条第4項第2号（第16条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第65条第1項又は第2項の規定により旧法第58条第1項の許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、第15条又は第69条第1項の規定により第8条第1項の許可を取り消されたものとみなす。

附 則（令和6年3月26日条例第14号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
（罰則の適用等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和8年3月30日条例第14号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表

（令6条例14・一部改正）

種類	金額
卸売業者市場使用料	卸売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第48条の規定により買い入れた物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき月額 160円

船橋市地方卸売市場業務条例

仲卸業者売場使用料		1平方メートルにつき月額	1,810円
買荷保管所使用料		1平方メートルにつき月額	1,470円
倉庫使用料		1平方メートルにつき月額	1,100円
冷蔵庫使用料	第1冷蔵庫	建物及び機械一式月額	3,737,860円
	第2冷蔵庫	建物及び機械一式月額	4,271,840円
加工所使用料		1平方メートルにつき月額	1,480円
バナナ発酵室使用料		1平方メートルにつき月額	1,220円
業者事務所使用料		1平方メートルにつき月額	2,030円
関連事業者売場使用料		1平方メートルにつき月額	640円
金融機関店舗使用料		1平方メートルにつき月額	2,030円